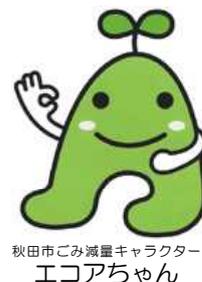


資源集団回収の手引き



資源集団回収推進事業は、ごみの減量や資源のリサイクルを図るとともに、住民のみなさんがともに資源の回収に取り組むことにより、ものを大切にする心を育み、地域のコミュニティづくりの推進にもつながるよう実施しているものです。

資源集団回収推進事業の対象となる資源の品目

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 空きびん |
| 2 | 空き缶 |
| 3 | 古紙（新聞、段ボール、雑誌・雑がみ、および紙パック） |
| 4 | 古繊維 |

※回収品目については、事前に回収業者さんと相談してください。

<注意>

- 1 ごみは絶対に出さないでください。
- 2 事業所から出た一般廃棄物（資源化物もこれに含まれます）は、各事業所が自己責任で処理することが法律で定められています。

資源集団回収の流れ～ルールを守って取り組みましょう～

1 回収業者さんを決めます

4 ページの「秋田市資源集団回収業者一覧表」から選んでください。
※資源集団回収推進事業の回収業者さんは、市の登録を受けた業者さんです。

2 実施日を決めます

実施日や品目は、回収業者さんと打ち合わせをして決めましょう。
回収業者さんはいくつもの団体をかけもちしています。早めに打ち合わせをしましょう。

3 集める場所を決めます

ごみ集積所を集団回収の指定集積所とするときは、ごみ集積所を管理する者の了解を得て、市の資源化物収集日以外の日に実施しましょう。



4 実施日当日は…

品目により車への積み方や売却単価が違います。品目ごとに分別しましょう。
業者さんへの引き渡しが終わったら、業者さんから計算書を受け取りましょう。
※市では、市の登録を受けた回収業者さんに専用の計算書を使ってもらっています。この計算書は、**奨励金の交付申請をする際に必要な書類**ですので、申請時期が来るまで大切に保管しておいてください。

5 市の収集日に出された資源化物について

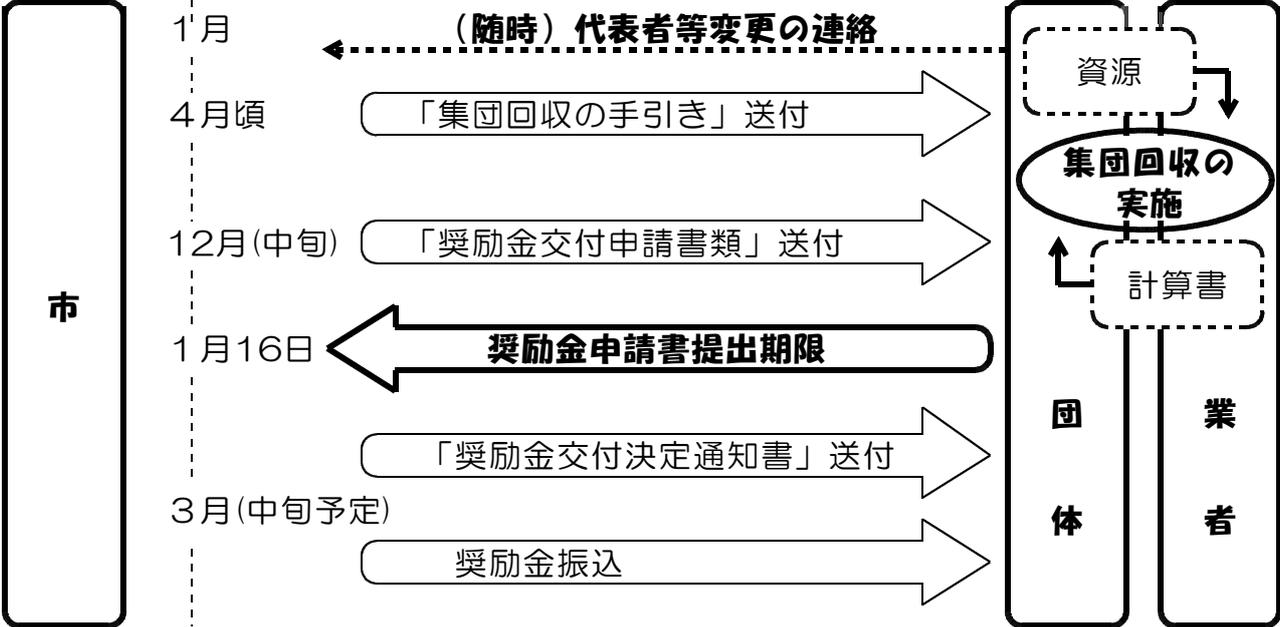
住民の方の中には、地域で集団回収を実施している場合でも、プライバシー等を理由に市が行う資源化物収集に出す方もいます。市の収集日に出された資源化物はごみ集積所から移動しないでください。

ルールを守って集団回収！

市が行っている資源化物の集収と同じように、町内のごみ集積所にそれぞれ資源化物を出し、手伝いや立ち会いもせず業者さんに回収させるのは、集団回収本来の姿とはいえません。また、出された資源化物をめぐってトラブルなども発生しています。こうした事態を避けるためにも、ごみ集積所を使用する場合は、市が行う資源化物収集日以外の日に資源を集めるとともに、業者さんへの引き渡しまで責任を持って行いましょう。



資源集団回収の年間スケジュール～奨励金交付まで～



1 奨励金の申請

奨励金の申請は年に1回です。12月中に代表者に書類をお送りしますので、申請書と業者から交付された資源集団回収計算書（団体から市へ提出用）と奨励金を振り込む口座の通帳のコピー（①表紙部分、②1頁目の見開きの金融機関名、支店名、口座番号、名義（カタカナ）が印字されている部分）①②両方を添付して、1月16日までに提出してください。

奨励金交付の対象となるのは、年1回以上集団回収を実施した団体です。同一个月内に2回以上の集団回収を行っても、その月の実施回数は1回とみなします。

※5年間1度も奨励金交付申請のない団体は、登録を抹消する場合がありますのでご注意ください。

確実に書類をお届けするため、団体代表者等登録内容に変更があった場合は、必ず環境都市推進課ごみ減量推進担当と資源集団回収業者両方へご連絡ください。

2 奨励金の交付

計算書の内容を確認後、奨励金を算出し指定された口座に振り込みます。奨励金が振り込まれるまで、振込口座の変更・解約等をしないでください。

☆ **令和5年の単価** ☆

<p>実施回数割額</p> <p>450円×実施回数</p>	+	<p>回収量割額</p> <p>品目別単価×回収量</p> <p>→ 雑誌・雑がみ (kg) 6円、その他の古紙(kg)2円、 空き缶・古繊維 (kg) 1.5円 空きびん (本) 1.05円</p>	=	<p>奨励金額</p>
<p>※同月に2回以上実施しても上限450円</p>		<p>※奨励金は、予算の範囲内で調整するため下回る場合もあります。 ※空きびんは1本0.7kgで換算</p>		

秋田市資源集団回収業者一覧

(令和5年4月1日現在)

	業者名	代表者名	住所	電話番号
1	(有) 秋 源	佐々木 展 公	上北手御所野字雨池通5-15	839-7542
2	回収センター高伸	清 水 元	手形田中7番51-3	807-7782
3	寿リサイクル	加 藤 幸 雄	太平黒沢字子田60	838-2160
4	滝 沢 商 会	滝 沢 幸 夫	飯島緑丘町23-6	846-3551
5	太平リサイクル	高 橋 三 治	太平山谷字長坂108-2	838-2554
6	中央リサイクル	佐 澤 均	新屋松美ガ丘東町2-2	863-5478
8	村上リサイクル	村 上 良 子	太平黒沢字子田62	838-2340
9	猿田興業株式会社	猿 田 知 久	川尻町字大川反170-113	862-4810
10	(株)もっかいトラス 秋 田 営 業 所	成 田 雄 哉	土崎港穀保町130-1	846-9100
11	(株)秋田故紙センター	高 崎 恒 夫	寺内字三千刈461	823-6852
12	NO法人障がい者雇用促進 ネットワーク アクール	木田橋 真 弓	川尻町字大川反170-26	896-0200
13	佐々木リサイクル	佐々木 帝	新屋北浜町184-2	827-4343
14	有限会社 今野商会	嵯 峨 了	秋田市土崎港南三丁目11-21	857-1530

注 意！！

最近、家庭から出る「不要になった物」を無料または処理料金を取って回収する業者がいるようです。こうした行為は廃棄物処理法に抵触するおそれがあります。ごみは市が定めた方法で処理するとともに、そのような業者を見かけた場合は、**環境都市推進課業務担当（888-5709）**までご連絡ください。



☆資源集団回収に関するお問い合わせは…

秋田市環境部環境都市推進課 ごみ減量推進担当
〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
電話 888-5708 FAX 888-5707